

第7回教育委員会会議

1 日時 平成31年3月26日 火曜日 午後3時30分～午後5時15分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理者

巽 樹理 委員

大竹 伸一 委員

内藤 和彦 教育次長

大継 章嘉 教育監

金谷 一郎 顧問

多田 勝哉 総務部長

山野 敏和 総務課長

水口 裕輝 指導部長

高井 健司 経済戦略局 博物館運営企画室経営形態担当課長

弘元 介 初等教育担当課長

盛岡 栄市 中学校教育担当課長

富山富士子 首席指導主事

井上 省三 教務部長

玉置 信行 教職員制度担当課長

松浦 令 教職員給与・厚生担当課長

田中 大輔 教職員給与・厚生担当課長代理

松田 淳至 教職員人事担当課長

栗信雄一郎 教職員人事担当課長代理

窪田 信也 教職員服務・監察担当課長

眞野 麻美 教職員服務・監察担当課長代理
川本 祥生 政策推進担当部長兼教育政策課長
橋本 洋祐 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名
- (3) 案件

議案第25号	大阪市立美術館条例施行規則等を廃止する規則案について
報告第5号	G20大阪サミット開催に係る対応について（その2）
報告第6号	小学校学力経年調査及び中学校チャレンジテストの結果等について
協議題第9号	大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部を改正する規則案
協議題第10号	教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案
協議題第11号	大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案
議案第26号	平成31年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト採用者の決定について
議案第27号	職員の部活動顧問への復帰について
議案第28号	職員の人事について
議案第29号	職員の人事について
議案第30号	職員の人事について
報告第7号	職員の人事について
議案第31号	大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案
議案第32号	学校以外の教育機関に関する規則の一部を改正する規則案
議案第33号	職員の人事について
報告第8号	職員の人事について

なお、議案第26号及び議案第31号から33号、報告第7号、8号、協議題第9号から11号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第27号から30号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第25号「大阪市立美術館条例施行規則等を廃止する規則案について」を上程。

高井経済戦略局経営形態担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

博物館、美術館については、来月から地方独立行政法人化を目指しており、1月の教育委員会会議にお諮りした公の5施設と東洋陶磁美術振興基金を廃止する条例案については、3月13日の市会本会議で原案どおり可決された。

これら公の施設の条例と関連して、それぞれの施行規則が定められているが、条例廃止に伴いこれらの規則も廃止する必要があるため、大阪市立美術館条例施行規則等を廃止する規則案を提案する。

対象の施設は市立美術館、東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、自然史博物館、市立科学館の5館である。

これら規則において定めのある事項については、引き続き法人において規程等として整備し、機能や役割の確実な継承を図る予定である。

法人化に向けては、3月20日付で総務大臣から設立の認可を得ており、4月からの法人化によって都市格の向上や都市の活性化、さらには市民力の向上を図り、博物館群の基本指針である都市のコアとしてのミュージアムの実現をしたいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第5号「G20大阪サミット開催に係る対応について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件、G20大阪サミット開催に係る対応について、前回の会議では、事務局における検討の方向性として、市長要請の趣旨を踏まえ、府教育委員会の対応も参考としながら、6月27、28日の両日において、中高一貫校を含む市立高校、施設一体型小中一貫校については、全て臨時休業とすることを検討する一方で、それ以外の小中学校については、交通規

制等の状況に関し情報収集に努めながら、現場の意見も聞いた上、臨時休業の可否について検討することについて説明し、委員の皆様からは、遠方から通学する高校等は休業もやむを得ないが、通学区域が徒歩圏内の小中学校においては、授業を通常どおり実施できないか十分検討するようにとのご意見を頂いた。

これらのご意見を踏まえ、事務局としては、2月26日に、6月27、28日の両日については中高一貫校を含む市立高校、施設一体型小中一貫校は、全て臨時休業とすることを決定し、学校に通知した。

一方、それ以外の小中学校については、授業を通常どおりに実施できないかという観点で検討し、この間、経済戦略局サミット協力室を通じて、大阪府警察による交通規制や警戒、警備の状況に関する情報を収集してきた。

交通規制等の状況について、現在把握している内容としては、この度のG20大阪サミットは、日本で初めての開催であり、37の国、機関の代表が一堂に会するという我が国の主催する国際会議としては史上最大規模となり、かつ初めて都市部での開催となる。

このことから、大阪府警察は6月27日の木曜日から30日の日曜日までの4日間、インテックス大阪周辺、各国首脳等の宿泊ホテル周辺並びに各国首脳等の利用が予想される空港、あるいはそれらを結ぶ高速道路及び一般道路で交通規制を実施する予定とのことであり、交通規制の実施期間は大規模かつ長時間となることが予想される。

あわせて警戒上必要な場所において、検問等を実施する予定であり、会場やホテル周辺では迂回を要請する場合もあるようである。

次に、会場はインテックス大阪のほかに市内各所で二国間協議などのサミット関連行事が開催される可能性がある。かつ首脳あるいは配偶者らが諸施設を訪問するため、多数の施設が警戒、警備の対象となる見込みである。

また、各国首脳の宿泊ホテルは市内各所に設定される予定であり、これらも警戒、警備の対象となっている。

ただし、会議場所や訪問施設、車列の移動経路や時間等については、警戒上の理由から明らかにされない模様であり、市内のどこで、いつ、どんな形で交通規制が行われるのかあらかじめ特定することが不可能な状況である。

なお、これらの交通規制や警戒、警備が実施されることにより、通行可能な迂回路には車両が多く集中し、大渋滞が発生することが予想される。このため、迂回路の渋滞を避けようと抜け道を探して、さらに生活道路に進入する車両も多数発生する可能性があると同

っている。

このような事態を回避するため、大阪府警察は大阪市内を交通する車両と大阪市内方向へ流入する車両に対し、平日通常時の交通量の50%削減について企業や市民に協力を依頼されているが、どれだけの効果があるかは現段階では未知数である。

現場の意見について、事務局としては、現在把握している内容を踏まえ、小中学校は全て臨時休業とすることについて、各校長会や大阪市PTA協議会に対し検討内容をお示した上で御意見を伺った。意見を取りまとめると、本来は通常授業の実施が望ましいものの、サミット開催中の警備体制や規制状況、あるいは来阪者の人数と今回のサミットが想像していたよりも大規模であること、あるいは学校給食の実施が困難であること等を鑑みれば、不測の事態を回避し、児童生徒の安全・安心を確保するためには、臨時休業はやむを得ないと考えるというものであった。

また、校長会から授業時数確保に向けては、各校の実情に応じて定期考査や始業式、終業式、あるいは土曜授業において工夫し、適切な教育課程の実施に努めていくようにしたいとの考えを示されている。

対応については、事務局としては、警察による厳重な警戒、あるいは警備や大規模かつ長時間にわたる交通規制が会場のある住之江区はもとより市内各所で実施され、その場所や時間を事前に把握することが困難であることから、通学上の影響がある地域をあらかじめ特定することは極めて難しいと考えている。

また、市内各所で交通規制が行われることから、街路の渋滞を避けようと抜け道を探して生活道路に進入する車両が発生し、市内の広範囲において通学路の安全確保に支障が生じるおそれがあると見なさざるを得ないのではないかと考えている。

このような児童生徒の通学への影響に対して、通学する子供の安全・安心を確保するためには、学校の教職員や地域の見守り隊による対応には限界があると考えられ、不測の事態を回避することは事実上困難であると考えられる。

このことから、苦肉の策ではあるが、6月27日木曜日、28日金曜日の両日において、市立の小中学校は全て臨時休業とすることにより、市内全域で子供が道路を通行する機会をできる限り抑えることで、不足の事態を予防したいと考えている。

なお、幼稚園については、通学時には保護者が付き添っているとは思いますが、同様に通学上の安全確保の観点から、全園で臨時休業とすることとする。

また、臨時休業とした日の授業時数確保については、各校の実情に応じて授業時間の増

などにより適切に対応したいと考えている。

なお、臨時休業に当たり、保護者の皆様が子供を家庭で見守ることをお願いすることになるので、事務局としては、臨時休業について早くお知らせをすることで、例えば共働き世帯において休暇取得をしていただくなど、各種調整のための時間を少しでも長くとることができるように配慮したいと考えている。

このことから、本日の会議の後、所要の決済手続を経た上で速やかに各校へ通知したい。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 やはり通常授業の実施が望ましいのですけれども、子供たちの安全を確保するという観点からやむを得ないというふうには思っております。

できるだけ年度初めに通知を出していただくということと、同時に保護者は学校の休業イコールいきいき活動が利用できるのかなというふうに思ってしまうのですが、これはいきいき活動も利用が不可ということによろしいのですね。

【多田総務部長】 いきいき活動につきましても、こども青少年局とやりとりをしております。不測の事態を回避するという今回の趣旨も踏まえ、子供の安心・安全を確保するためにやむを得ず休業という形にさせていただきたいと聞いております。

【異委員】 利用できないということですね。学校休業イコールいきいき活動で終日預かってもらえると思ってしまうので、特にその部分を強調しておいてもらわないといけないと思います。

【森末委員】 苦肉の策ということなので、この方針はやむを得ないかなと思いますが、共働き世帯で休暇を取得してということになると、この両日は共働きのお母様、お父様みんな集中するわけですよ。休みをとれないということが十分あって、家で子どもだけであるということが容易に想定される。これに対して保護者がどんな反応を示されるかということについては、特に聞いておられないですか。

【水口指導部長】 大阪市のPTA協議会の代表の方々には状況も含めて説明をさせていただいて、ご意見を頂戴し、やむを得ないのではということでのお話はいただいております。

【森末委員】 今回どんな影響があるのか心配ですが、PTAと話されているということであれば、一定そのご意見を反映しているということで理解いたします。

【水口指導部長】 3月15日に大阪府、大阪市経済団体等で構成されるサミット推進協

力協議会が開催され、各企業に対して休暇勧奨、あるいはテレワークなどの取り組みについての協力要請をしていただいたと聞いております。

【異委員】 繰り返しになりますが、いきいき活動で電車や車を利用しない指導員の方だけで、学校ごとにいきいき活動をするというのはやはり厳しいのですか。

【多田総務部長】 今回のサミットが今までなかった大規模な開催であり、子どもの安全を最大限確保したいということで、指導員につきましても地域から来られている方と、一部遠方からの方もおりますので、そういった体制も考慮し、今回やむを得ず休業という形にさせていただきたいと思えます。

【異委員】 一律休業以外は厳しいということですね。

【山本教育長】 大阪でのこういう会議は初めてのケースですので、我々としてもまずは一度経験してみて、その中で今後修正をかけていくということになります。大変ご負担をおかけしますが、不測の事態を一定想定して考えざるを得ないと思っておりますので、まず各学校のほうから保護者の皆さん方へご協力の要請は重ねてやっていきたいと思っております。

今回、事案を検証させていただいて、地方の大きな国際会議のときにどのように対応するのかということでもたご議論いただければと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

報告第6号「小学校学力経年調査及び中学校チャレンジテストの結果等について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

これまでの総合教育会議における議論を踏まえた学力向上に向けた総合的な制度構築について、教育委員会と学校現場が一体となって進めてきた学力向上への取り組みについて報告する。

昨年10月、事務局において市長提案の来年度の全国学力学習状況調査における政令市15位相当を目指すべき目安として、小学校5年生、中学校2年生の小学校学力経年調査、中学生チャレンジテストにおける前年度から向上させる数値目標を各小中学校に通知した。それとともに振り返りプリント、あるいは指導主事等訪問、学力向上通信の発信等、各学校の取り組み支援を進めてきた。

今回2月の中旬から下旬にかけて、小学校学力経年調査、中学生チャレンジテストの結

果が戻ってきた。10月に各小中学校へ通知した数値目標の達成状況並びに今後の学力向上の取り組みの方向性についてお話をさせていただく。

小学校の学力経年調査については、今年度、国の動向も踏まえて、例年に比べ活用問題をより増やした出題にしている。また、小学校においては大阪市単独の調査であるため、全校一致して目標を設定することは論理的に矛盾が生じる。そのため、一人一人の児童の伸び幅を着目して、学校ごとに異なる目標を設定した。

この考え方で設定した15位相当の数値目標を達成した小学校は、国語では10%に当たる29校、算数では23.5%に当たる68校であった。

次に、中学校は、小学校と異なり府内で実施しているチャレンジテストなので、全校一律で数値目標の設定をした。15位相当の数値目標を達成した中学校は、国語では6%の8校、数学では23%の31校であった。

今回設定した目標については、市長からの提言を受けて、来年度に向け事務局が保有する今あるデータをもとに、有識者の助言も得ながら、よりベターとなる各学校の具体的でわかりやすいものを一定論理立てて設定したが、各学校における達成の難易度の違いもあり、あくまでも学力向上に向けた目安的な数値目標とならざるを得ないものである。とはいえ、今回の数値目標達成状況については、小学校、中学校いずれも、15位相当という目標達成のハードルは高かったのではないかと考えている。

次に、中学生のチャレンジテストについては、小学校の学力経年調査とは異なり、本市全体としての学力の伸びを府と比較することで見る事ができる。15位相当の数値目標で使用した同じ標準化得点で昨年度から今年度の経年比較により向上した学校の数は、国語では74校、数学で75校、英語では92校、中学校全てで130校だが、いずれの教科においても半数以上の学校で向上しており、特に英語については7割の学校で向上が確認できた。

また、中学校1年から2年の同一母集団における全体の変化を、大阪府平均を1とする対府比で分析すると、直近の2年間において全教科で大阪市全体の向上が確認できたところである。とりわけ今年度は、数学において大きく向上していることが分かった。

これらの数値目標達成状況から見えてきた成果と課題について、中学生チャレンジテストの英語の向上については、平成25年度から本市で英語イノベーション事業における授業改善を行って来る中で、少しずつ成果としてあらわれてきているのではないかと考えている。

また、数学の向上については、本市の生徒の課題となっていた図形領域に焦点を当てて

研修してきたことが課題解消につながったのではないかと考えている。いずれにしても、今後詳細な分析を行っていきたいと考えている。

一方、課題としては、経年調査については、大阪市単独の調査なので、大阪市全体が伸びた場合は標準化得点の伸びにあらわれないということ、あるいは標準化得点が向上する学校があると、必ず下がる学校があるため、向上した学校は毎年半数前後にならざるを得ないという調査の状況になっているため、大阪市全体の伸びをはかることが難しいというのが一番大きな課題ではないかと考えている。現在、事務局において、全国での位置を含めて伸びをはかれる調査を次年度に向けては経年調査でできたらと検討しているところである。

数値目標の達成状況を分析していく中で、重点的に支援をしております学校力UP支援校、あるいは学力向上推進モデル校からその後聞き取りを行った。成果が見られた学校においては、指導経験の豊富な学校力UPコラボレーター、あるいは学力向上指導実践チームのメンバーが継続的に教員の授業力向上に向けて具体的、実践的に指導することで、学習規律の定着が図られるとともに、授業改善や教材研究に向かう教員の姿勢の高まりが確認できた。

また、全国学力・学習状況調査結果などの各種調査における分析結果を教育活動の改善に活用した学校は、分析結果を教育活動に活用することで課題が解消できたという学校もある。

一方で学習環境、あるいは教員の授業力等の改善に至らなかった学級においては、学級集団づくり、あるいは学力向上の面において依然課題が残っておるといふこともある。

これから求められる学力については、新しい時代に必要となる資質・能力であり、読解力や論理的な思考力等の学習の基盤となる学力を確実に習得しつつ、生きて働く知識、技能や未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等であると考える。その育成に向けては、今回の数値目標達成状況の分析からも、やはり落ちついて学べる学習環境づくり、あるいは教員が指導方法を見直し、改善していくことが大変重要な要素であることを改めて感じている。

これら求められる学力育成に向けて、学校と教育現場が一体となった取り組みとして、来年度より学力向上サポート訪問を実施したいと考えている。

学力向上で成果を上げている他都市の取り組みを聞くと、指導主事が学校へ訪問して直接授業を見て指導、助言することが授業改善につながったという話を聞いている。本市に

においても、平成30年度の10月以降行ってきた指導主事等による訪問をさらに手厚くしていきたいと考えている。

具体的には、各校が年度当初に運営に関する計画で、各校の具体的な数値目標、あるいは重点的な取り組みを立案し、その後、各種学力調査を学力向上に向けた検証改善の指標として活用していきながら、いわゆるPDCAサイクルを確実に回し、それらの取り組みを支援するために、教育委員会の指導主事等が担当校を定期的に訪問し、サポートするという内容である。その際には、落ちついて学べる学習環境や授業改善の重要性をまずは指導主事等がしっかりと認識した上で、各種調査の分析の支援、あるいは授業改善に向けた授業参観、指導助言、あるいは効果的な取り組み事例の提供等の学校支援を行いたいと考えている。

その取り組みを進めていく中で見えてきた個別の課題については、担当する指導主事が教育センター、あるいはインクルーシブ教育推進担当、あるいは生活指導等のより専門的な知見を有する部署につないでいき、課題解消を図っていきたいと考えている。

先日、学力向上サポート訪問に向けて、指導主事や教育指導員等を対象に研修会を行った。研修の中では、授業が変われば子供たちが身につく力も変わるのだという視点から、実践的で効果的な研修方法、あるいは分析方法について共有した。

また、落ちついて学べる環境づくりの視点からも、生活指導にかかわる授業もしっかりと進めながら、安全・安心を土台としながら、学力向上に向けて学校と教育委員会が一体となって取り組みを推進したいと考えている。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

学力向上に向けた総合的な制度構築として、人事評価制度の試行実施、それから学校予算の反映については、去る2月18日の学力テストの結果を人事評価等に反映しないことを求める陳情書が採択されたことを踏まえて、今後4月に検討状況を校長宛説明、意見聴取の上で、また協議題などで議論を行い、市会への説明も含めてした上で決定したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 小学校、中学校の達成については、事務局としては大体これぐらいの数値というのはどう評価するのですか。それは今後少し検討ということなのですか。

【川本政策推進担当部長】 実際の全国学力・学習状況調査をこのチャレンジテストですとか小学校経年調査、相関関係があるということを前提に、それに換算して目標を立てて、それが15位程度というのは、大体全国平均になると想定していました。これをほぼ達成すると全国平均まで行くだらうというような数値を設定したことになっておりますので、やはり全体的には目標としては厳しい結果かなと思っている次第です。

【水口指導部長】 小学校、中学校、それぞれテストの違いもございますし、経年調査の場合は大阪市単独でやっていますので、全部上がると標準のところ変わらないという結果も出てきます。そんな状況の中で各個人にそれぞれこの程度上げるような形で割り振った後に、もう一度学校に戻して、それぞれの学校の標準化得点をこれだけ上げてくださいなねということで話をさせていただいたので、小学校の場合では、上がるのは半分ほどなので、そう考えると、この29校については昨年度と比べてやはり努力して、結果が出ている学校だというのは確実だと思います。

それ以外のところはどの程度だったのかということについては、現段階において15位相当まで行けるかどうかというのは、指導部としても非常に厳しいなという認識で、算数も上がった学校があるのですが、やはりそれが15位まで行くかというところ非常に厳しい。

中学校のチャレンジテストにおきましても、これは各学校の上げる数値目標全て一律にしておりますので、なかなか学力的に上位の子供たちが多い学校については上げにくいところもありますし、下位のところもちろん、伸び白はあるのですが、なかなか上げにくいところもあると思われまので、そのあたりを考えていくと、ここに上がっている学校というのは本当に頑張ったなというのは、小学校も同じなのですが、特に中学校においてもやはり15位相当までというところには届いていないというのが正直なところかなというふうに思います。

【森末委員】 学力向上サポート訪問は3回予定されておりますが、これは具体的にするのは指導主事や、学力向上推進指導員等ですが、受ける方は各学校どなたが受けられるのか。先生全員なのか、そうではないのかなど、具体的に今調査の分析や指導、助言、校内研修等への支援、効果的な取り組み事例の情報提供等となっておりますが、具体的にどんなことをするのか、今現時点でこういうことをしますよということが決まっているのかどうか、その辺お聞きしたいなと思います。

【水口指導部長】 この10月からも指導主事が訪問をする中で、それぞれのテストによってやはり学校ごとによってできるところ、できないところ、ここをもっとやったら伸び

るのに、というような分析シート、SP表というのがあるのですけれども、それを説明することによって、こういう分析の仕方があるのかというふうに思われた方も、実際今までも提供していたのですけれども、なかなかそこまで行けていなかった。そういった形でフォローしているところもありますし、実際教員に研修をさせるというようなことで、指導主事が行って研修をしているケースもありますし、或いはよその学校でこんなことをやっていますよという、今の形としてはそろえているところなのです。

次年度に入ってすぐに、もう一度共通理解をした上で、その取り組みで、どれが学校現場のニーズに合うのかという、学校からの話も聞いていきながら、最低限やはり授業は見に行こうと。見に行った結果どうなっているのだということについて、小学校であれば国語、算数を中心にしながら、中学校においても国語、数学で、学力向上推進モデル校で作成しているようなものがありますので、それをもとにして、その部分については取り組みを進めてくださいねということで、校長先生、管理職のほうにはまず話をさせていただく。それを踏まえて現場の教職員のほうでも触っていければというように考えています。

【森末委員】 そうすると、基本的にまず校長先生、あるいは教頭先生に向上サポーターが行って話をすると。研修してくださいよという話になったら、先生全員集めてやるのかそういうことはあると。授業についても参観、見るというのは基本的に年3回すると。そんなイメージでしょうか。

【水口指導部長】 そうです。

【巽委員】 ちょうど私の子供が5年生で、経年調査と学力のテストを受けたのですけれども、返ってきたのが2月の下旬か3月上旬ぐらいですかね。最近見た記憶があって、すごく細かく分析されていまして解りやすいのです。保護者としては、自分の子供が、どこが苦手で、どこが課題かということがすごく解りやすく記入していただいているのです。今は分析されて、校長先生初め訪問されるということなのですけれども、分析されて、子供たちや学年の傾向だったり、学校の傾向だったり課題というのが見えてくると思うのですけれども、子供たちにはその課題を改善というか、習得する機会はいつどのように子供たちに反映されるのかなと。

例えば分析だけだったら意味がないかなとは思うのですけれども、苦手、課題のある子供たちの傾向をいつどのように、例えば5年生の子供だったら6年生の1学期なのか春休みなのかちょっとわからないのですけれども、その辺はどうなのですか。

【水口指導部長】 実際、経年調査、チャレンジテストの後にはそれぞれのところで、

大阪市全体的に、ここが弱かったよねということについての振り返りプリントというのを各学校に送っておりますので、各学校のほうでそれを活用しながら、子供たちのほうにはもちろんできるところ、できないところ、それぞれの個人によって違いもありますけれども、それをもう一度学習することによって、自分の弱かったところにはケアしていくというようなことはさせてもらっています。

それはこのときもそうですけれども、全国学テが終わったときもやはりそうですし、年が明けて全国学テをするに当たっても、やはりもう一度各地の各学校、あるいは大阪市総体として、本来であれば学校ごとで作っていただくのが一番望ましいのですけれども、なかなか今の時代難しいところもありますので、大阪市の子供たちの弱点に当たるところについては振り返りプリントを活用して、もう一度見直しをするということはしているところではあります。

【異委員】 市で統一された振り返りプリントを各学校に配布してということなのですね。そこからもう一つ細かく、学校によって全然違うと思うのですけれども、その辺は各学校で工夫をしてということになってくるのですね。その辺のアドバイスが訪問したときにより詳しくできるようにということですね。

【大竹委員】 チャレンジテストをして、その後どうフォローするかということなので、点数を上げるということが目的ではなく、授業改善とか教育活動のどこが弱いかというのを分析した後、それを授業にどう改善して、弱点を克服するかということに役立てて欲しいと思います。点数を上げるのは結果論なので、やはり非常に細かく分析されているのなら、学校間でそれぞれ得手不得手があると思いますし、先生方もいろんな先生がおられますから、授業改善に活かすように好事例を共有するなど、是非、そういった授業改善の工夫などをやっていただければありがたいなというふうに思います。

【山本教育長】 こういう作業を続けていく形で、各学校長の運営の中に具体的に一人一人の子どもにどのように響かせていくのかということや地域実情やこどもの状況にも応じて意識を持ってもらうという作業が必要になってくると思います。教育委員会で、20万人の子どものケア方法を一人一人考えることは難しいことから、校長先生の個の実情に応じた運営計画の中で、どのように各学校が捉えていくかというときに、こうした客観的な数値というものを十分生かして、科学的にやっていただくことが必要なのかなと思います。また、教育委員会としても校長先生とコミュニケーションを十分とっていきたいと考えておりますので、各委員の皆さん方のご意見を頂戴してまいりたいと思います。

協議題第9号「大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部を改正する規則案」、協議題第10号「教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」、協議題11号「大阪市立学校職員職業規則の一部を改正する規則案」を一括上程

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

協議題9号から第11号の規則の一部改正について、一括して説明する。

まず、協議題9号「大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部改正」について、改正の理由は、本件は国において長時間労働是正及びワーク・ライフ・バランスの推進を図る観点から、時間外の勤務時間の上限規制が導入されることに伴い、本市においても時間外勤務を命じる時間上の上限等を定めるため、規則の一部を改正するものである。

次に、改正内容について、本改正規則の対象職員は、学校園に勤務する教職員となる。ただし、このうち労働基準法第36条の対象となる学校事務職員については、協定の内容が適用されることとなる。また、教員については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の第6条及び公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合などの基準を定める政令により、時間外勤務はいわゆる超勤4項目にかけられることから、今回の上限規制はこの4項目のみが対象となる。

上限規制の内容については、原則として1カ月における時間外勤務を命じる時間を45時間以下にするとともに、1年における時間外勤務を命じる時間を360時間以下とすることとする。ただし、災害対応、その他重要性、緊急性が高い業務に従事する場合は、これとは別に時間外勤務時間数を計上することとする。

次に、協議題第10号「教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」、協議題11号「大阪市立学校職員職業規則の一部を改正する規則案」について、改正の理由は、職員のワーク・ライフ・バランス推進の観点から、休暇制度の改正を行うとともに、時間外勤務命令の上限規制を臨時的任用職員、管理作業員及び給食調理員に対しても行うため、規則の一部を改正するものである。

次に、改正内容について、休暇関係については3点改正がある。1点目は、病気の治療と仕事の両立の観点から、これまで1日単位でしか取得できなかった病気休暇を定期的な診断、または治療を受けることが生命の維持のために必要であるときに限り、時間単位で

取得できることとする。具体的には抗がん剤治療のための通院などを想定している。

2点目は、LGBTなど性的少数者に配慮する観点から、配偶者の定義を変更する。これにより、パートナーのいるLGBT等の職員も概要に記載の特別休暇を取得することができることとなる。

3点目は、職業生活と家庭生活の両立支援の観点から、現在小学校3年生までの子を看護する際に取得可能な、子の看護休暇の対象となる子が、中学校就学の時期、つまり小学校6年生である場合まで取得可能となるよう、年齢要件を緩和する。

なお、教員、学校事務職員なども同様の内容の改正を予定しているが、当該教職員の休暇については、人事委員会規則が適用されており、当該規則が同様の内容で改正される予定である。

次に、改正内容の時間外勤務命令の上限規制については、学校園に勤務する臨時的任用職員などについても、時間外勤務に関する上限規制を設けることとしたい。

いずれの規則についても、関連法令の施行期日が平成31年4月1日であることから、同日に施行したい。しかしながら、現在同日施行予定の市長部局などの関連規制の審査が未了であり、規則の案件が未確定であることから、現時点における案文を本日の会議において参考資料として配付している。規則の案文が整い次第、急ぎ教育長急施専決処分にして規則改正を行い、次回の教育委員会会議において規則の改正内容について報告する。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 休暇関係の時間単位はどこで反映されているのですか。

【井上教務部長】 臨時的任用職員は、別表3の表現において読み込む形となっております。

【森末委員】 給特法のほうは今後大問題になるかもしれない4%問題が本当はあるのですよね。4項目に該当した場合のみはじめて超勤できると言いながら、実際それ以外の超勤をしているという実態があって、国の関係で多分これが最大の問題になりそうですね。

【井上教務部長】 それは文部科学省が超勤命令できない部分の長時間勤務の部分、別でガイドラインが出ていまして、それについては地方自治体も32年度に向けて考えるようにと文科省から言われているので、今後また働き方改革のほかの部分とあわせて御議論いただければと思っています。

議案第26号「平成31年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト採用者の決定について」を上程

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

平成31年度教員採用選考テストの合格者については、昨年10月の教育委員会会議において承認をいただき、合格者751名のうち採用辞退いたしました34名を除き、717名の採用を決定したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 初任者の給料を上げたということから見て、経年的に辞退率の変化はあるのですか。また、辞退者の理由はどのようなものがあるのですか。

【井上教務部長】 辞退率は、徐々に減ってきてはおりますが、今回の初任給での影響というのは、昨年度から比べますと余り顕著ではないのかなというところがございます。

大きな辞退理由では、他の自治体での採用、一身上の都合とか、企業に就職したとか、大学院に進んだ、あと免許がとれないというのもおります。

【大竹委員】 辞退の理由というのは毎年余り変わらないのですか。

【松田教職員人事担当課長】 そうですね。トレンドは、他の自治体の都合という部分が一番多いところで、変わっておりません。

【大竹委員】 他の自治体に行ったというのは、どこに行ったかというのはわからないのですか？

【井上教務部長】 教えてもらえる場合もあるのですけれども。

【大竹委員】 移った理由がわかれば良いですね。

【井上教務部長】 例えば地元、奈良に合格しましたと。奈良は受験日が違ったりしまして、東京で合格しましたとか、そういうケースが割と多くあります。

【大竹委員】 地元へ。

【井上教務部長】 そうですね。もしくは大都市。

【大竹委員】 流れる先の都市の魅力は何かあるのだらうなと思いますね。

【井上教務部長】 学校の説明会の当事者のセンスも関係すると思います。やはりそういうところでの流れがあります。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第27号「職員の部活動顧問への復帰について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、平成29年3月7日に議決いただいた内容に基づき、部活動中の暴力行為等により、部活動顧問から外すこととした教職員について、部活動顧問への復帰を認めることをお諮りするものである。

当該教職員は住吉区の中学校教諭であり、処分内容は懲戒処分として、停職一月である。

これまでの経過は、処分確定後、当該教職員に対しておよそ1年にわたり繰り返し再発防止研修を実施し、『体罰・暴力行為を許さない学校づくりのために』の冊子及び部活動指針の内容について理解の徹底を図ってきた。また、研修の結果、効果測定として、当該教職員に課題発表をさせ、複数の事務局職員が研修内容の定着度や部活動指導に必要な適格性について確認をしているところである。

これらを受け、学校長から研修結果の報告と併せて、当該教職員を部活動顧問へ復帰させたい旨の申し出があった。

なお、参考として、平成29年3月7日に決議いただいた部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が発生した場合の対応について、処分確定後原則として1年以上、当該教職員を部活動顧問に復帰させないこと、また、部活動顧問への復帰にあたっては、学校長がその旨を教育委員会に申し出ること、復帰の可否については教育委員会で決定することが規定されている。

当該教職員の部活動顧問への復帰を認める理由について、1点目は、当該教職員には事案への強い反省、体罰の防止についての理解、再発防止への強い決意など、部活動指導への復帰に必要な適格性を確認している。2点目は、学校長からの部活動復帰申請書では、当該教職員の日常の勤務態度や日々の生徒への指導状況に特に問題や体罰の兆候となるような点は見られず、指導に対する生徒、保護者からの苦情もないとの点を確認している。

これらにより、当該教職員を、平成31年4月1日付で部活動顧問への復帰を認めたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 本件自身は問題ないのですけれども、これは以前のいろいろ部活動であって外した人の復帰を認める、認めないということについて、1年前からのものは今後こ

ういうルールで見るので、その前の人の措置というのを、一度どこかで見ておいていただければありがたいなというふうに思います。

【井上教務部長】 過去の方で実は検証しておるのですが、1人は本市を辞めております。1人は部活動顧問には一切復帰をしていない。当該校長もさせるつもりはないという判断。1人につきましては、本来の専門とは違うクラブの顧問として、専門性がないので余り厳しく指導できないところでトライアルをしている。そういうようなところであり、おのおの校長の判断は正しいのかなということは感じております。

【大竹委員】 するとそういう意味では、28年度より以前の人はもういないということですか。

【井上教務部長】 これより前のものは、数字の中にございません。

【大竹委員】 要は1年見るというルールなので、本来はやりたいなというふうに言っていて、これより前の人でそういう人の漏れがないのかなということだけなのですが、それはいいですか。

【井上教務部長】 そもそもルールができて適用を始めましたのは本件の当該教職員のときからですので、それまでは学校長判断で戻しておりますし、そもそも顧問から外していないケースもあります。このときから必ず外して、1年間研修を積んでから戻すというルールになっております。

【大竹委員】 もともと外していないケースもあったということですか。

【井上教務部長】 そのとおりです。

【山本教育長】 熱心な保護者の場合には、その事案自体は忌むべきものとする一方で、しっかりした顧問を外さないでほしいというお声は従前から結構あります。そこは反省していただいて、二度と同じことは繰り返さないようにするのですが、クラブからは外さないようにという、強い意見をお持ちの保護者もいらっしゃる。ただ、そういったお声に関わらず体罰をなくすために、体罰は良くないということを教育委員会で決めない限りは校長判断での復帰は難しいということもあり、こういうルールにしたという経過があります。

【大竹委員】 どちらかという、要は1年の復帰のほうを決めたというよりも、まず外すということを前回は決めたと。そちらの趣旨ですね。

【森末委員】 だから、原則1年以上と書いているので、1年経ったら復帰させるのは原則ではなくて、1年以上外すのが原則なので、逆に言えばよほどの改善があったからこそ、1年ちょっとで回復させるという決断を今教育委員会で求められているところなんで

すよね。校長先生は、それは復帰させてほしいという話をしているのですが、所見を読んでもみると、最後の所見でも、「まだしかし」とか「まだ『上から目線』的な感じが残っている」とか書いてあるのにもかかわらず、本当に最初の事例として教育委員会として認めて良いのかが今問われていて、非常に悩んでいるのですけれども。

しかも、正直一番重たい事案が最初に来ていますよね。私も覚えている事案で、内容がひどい事案だったわけです。だから、これは停職一月になっているわけです。しかも、当該教職員の体罰事案が2回目でしたので、ここで否定するのはどうかと思いつつも、まだ悩んでいるのが正直なところで、これを認めてしまうと、当然ほかの方が続かれることかと、当然校長先生が良いと言え、恐らくこれは多分フリーパスみたいな形にならざるを得ないですよね。そうすると、今回この研修実施者の所見が、これは復帰させてくださいという風になってないにもかかわらず、校長からぜひ復帰させてほしいという意見書をいただいたのですけれども、そうすると仮に、もう一度再発したら誰が責任とるのでかといったら教育委員会ですよね。という実は重たい事案ではあるので、まだ正直悩んでいるところですね。

【井上教務部長】 これは、担当した総括指導主事は、いわゆる資質向上支援の担当の責任者を担っている者で、日ごろから分限処分を視野に入れているものを対象にやっていますので、非常に見る目はシビアです。そういうこともあって、研修にかかわった元校長が数名おります。そのあたりにもヒアリングをした中で、ここには記載しておりませんが、かなり以前と比べると、いわゆる驕りであるとかそういうところは溶けて、真摯な態度に変わってきていると。内容についてもよく理解をし始めているというところがござります。ただし、校長向けの付記事項では、校長のほうで日常的に彼の行動についてよく観察をなささいというところ、状況把握をして、顧問任せにしない、閉鎖的空間をつくらないというようなところをしっかりとやりなさいという指示を与えながら、解除していこうというところでもあります。

【森末委員】 学校としては、顧問の先生が一人外れるのが正直ほかの先生の負担になったりするというところで、復帰させたい動機があるのかもわからないのですけれども、そういう形で校長先生に、何故出してくれなかったと言われたときに出さざるを得ないということがあれば、おいそれと簡単に認めていいのかという悩みはあるわけですが、なかなか決断の難しい問題ですね。巽先生、どうですか。

【巽委員】 この体罰の内容を見ると、これはやはり許しがたい内容なのですね。ただ、

停職1カ月という処分を行ったのですけれども、復帰を認める理由というのが、日々の生徒への接し方は非常に落ちついたものであるとなっています。ただ、部活動で一生懸命になる先生って、日々の生徒の接し方と部活動でスイッチが入ったときの指導が、やはり人が変わるぐらい変わってしまう人も中にはいるのですよね。そうなったときにどういう指導ができるかというところがすごく問われるので、恐らく日々の指導状況に関してはきつと問題ないのでしょう。ただ、スイッチが入ったとき、部活を再開したときにどのようなスイッチが入ってしまうか、それがきちっと自分の中でコントロールできるのかということが、一定期間、当該教職員のその後の状況を確認しているのかもしれないのですけれども、指導してからの状況をしっかり監視といたらきついかもしれないのですけれども、見ておかないと、全く違うと言ってもいいぐらいなのではないかなと。円盤投げの的にしたりとか、ギロチンしたりとか、スプレーをかけるとか、考えられないことですので、私は復帰させるには怖いかなと。保護者であれば顧問にならないでほしいなという思いは正直なところありますね。

【井上教務部長】 補足ですが、学校で顧問に復帰したとしても、日本中体連のほうは体罰・暴力行為で懲戒処分を受けた場合は、そのときから2年間は大会等へ引率できないということになっていますので、この教諭を試合に連れていくということはありません。校内での活動をするということに限っての復帰という形にはなると思います。

確かに起こした事案というのは、人権的にも非常にあってはならないことであると思いますし、校長と少し話をする機会があり、その後どうなのか確認をすると、処分が明けて、停職が明けた当初は、やはり周りとはうまくいかない面があったのですが、やはりこの方が1年の学年をしっかりと押さえられたというか、良い学年集団をつくっていたと。それが少し学年主任を外れることによって崩れてきた。その中で子どもたちのほうから先生に関わって欲しい、学年のほうにもっと関わって欲しいという話になって、そこからこの先生自身が前向きに子どものためにやっというふうになり、今の状況ができているというふうにおっしゃっていました。1年で復帰したとしても、試合に連れていけないという話をさせていただきましたが、それも含めて、子どもたちと一緒に活動したいということまで上がってきております。

【山本教育長】 顧問に復帰しても引率ができなかった場合、その引率は誰がするのですか。

【井上教務部長】 顧問は1人ではなく複数おりますので。

【森末委員】　　そういう話なら2年待ってもいいのではないですかという話になりそうですね。原則が1年なので、1年以上は離させますよと。やはり改善が顕著に認められたら、1年ちょっとでも復帰することはありますよということを考えれば、今おっしゃった引率の関係、中体連が2年間という期間を見ているのであれば、何故1年で復帰させるのですかと問われることになるし、正直この事案は反対させていただきたい。

【山本教育長】　　復帰の組み立て方が少し甘いのだと思います。クラブ活動を教育活動の1つとして認めていくのであれば、やはり日本中体連という全国的組織が言っている2年間という期間があって初めてもとに戻れるのだと思います。その2年間をどう使うかというときに、1年間は徹底的な基本的な意識というもので、もう一つは一般の犯罪でもやはり保護司さんがついていろいろ見て行ってやって、それは結構長い期間になりますけれども、この方も恐らくずっとクラブをさせないということにもまたならないのだろうと。どこかでやはりもう一度改めて持っている潜在能力を生かしてもらおうという意味では、現場への復帰自体は、顧問でなければフリーで今もやっているのですか。

【井上教務部長】　　陸上部を見ていないということです。どの部活動の顧問も持てない現状です。

【山本教育長】　　そういう意味では、説明を聞いて逆に危険を感じたのは、顧問でなければ復帰させているのかなと思うので、この案件はもう一度きっちりチェックしなければならないと思います。基本的には部活動の指導者としては復帰しても良いけれども、現実的に引率もできないのであれば、それは顧問としてではなく、顧問復帰に向けた準備行為としての指導者活用であり、その間は別の顧問が責任を持って1年間見ていく。その期間に何か起これば、校長だけではなくてその顧問も責任の範疇に入るといようなものにしておかないと、なかなか難しいのではないかなと思います。

【井上教務部長】　　猶予期間のような。

【山本教育長】　　そのとおりで、そのときの責任については、実際に引率をする主たる顧問もその人の更生に向けた責任者であるというような形の厳しい対応をとっておく必要があると思います。

それから、それで顧問に復帰して、何年かきちっとクラブ活動の指導ができた場合には、逆に体罰をした先生方のケアに回る。要するに、こういうふうになれば更生できるということを、身をもって体験した人が、指導のエキスパートとして、逆に重用していくというような全体的な組み立てを、やはりサービスのほうで考える中の一つとして、少なくとも

1年間無事であれば、次のステップとして現場には復帰して、副顧問のような形でやってみて、中体連の基準の2年間で顧問に正式復帰をします。数年経てば、逆に復帰者の指導に当たるような形で、またいろいろ相談に乗ってもらえるような役目も持ってもらえるような形での考え方の整理が必要なのではないかと思います。

これは、校長から出てきているということは、新年度にこの方を活用したいという思いがあるということだと思いますが、それが本来的な主顧問ではないということは理解しているのですか。

【井上教務部長】 当然そうですね。

【山本教育長】 それであれば、各先生方が持っておられる懸念も、もっともだと思うので、部活動指導への復帰をまず認める形で、顧問といっても現実的には本当の顧問ではないわけでしょう。引率もできない形での顧問で、別途に顧問がおられるところにこの方は指導に行くのでしょうか。そうすると、1年間は経ったから、基本的に現場への復帰は認めるけれども、そこが議案の中にも主たる顧問を置いている中での補佐的な部活動指導、それも顧問という言葉を使うのなら、そのかわり主たる顧問もこの方があと1年間、もしくは何かあった場合には、責任の対象になるということを明示しておかないといけないと思います。

【森末委員】 外した顧問の定義が何なのかというところですね。副顧問的な、顧問という名前ではないけれども、指導を許すことを教育委員会で決めないといけないのか、決めなくてもできるのかという問題が実はあって、もともとそんなこともさせないということを決めたはずなのですよね。顧問という名前が広くて。その決断がやっぱり要りますね。

確かにおっしゃるようなことが望ましいのでしょうかけれども、段階的な認め方は今まで考えていないので、それをやるなら新たにそういう基準を考えると、段階的復帰ということ、今日すぐにできる話ではないと思います。

【巽委員】 今回のこの方の内容が非常に重たい。特に重たい内容だったので、次の方も体罰には違いないのですけれども、またちょっと違ってくるのかなと思います。

【井上教務部長】 ただ、実はこの中に絶対に戻せない者はいます。

【大竹委員】 あと一点、過去に過去歴でプラス1とあるでしょう。過去も体罰ですか？

【井上教務部長】 はい、そうです。

【大竹委員】 最初だったらともかく2回目って。そのときも指導されていて2回目ですものね。

【井上教務部長】 1回目の処分は校長指導ということですので、軽い、頭をはたいた程度とか、そういう程度のものだと思います。

【森末委員】 この事案がもともと余りにもひどいので。今のこの状況、所見を担当した総括指導主事さんが厳しかったにしても、この所見で戻すのは、私は今回、正直反対します。

【山本教育長】 確かに、実務的に校長はこの先生の活用を考えた点は理解できると思います。時間はないけれども、現実的に部活動が本格化していく、新学期に向けての議論はまた議論でご理解をいただくとしても、今言ったような組み立てをもう一度考えてみて、全体を整理したうえで、再度ご相談してもらったほうが良いと思います。

【井上教務部長】 はい、論点を整理し直します。あとの案件は多分来年度の今ぐらいの時期に諮ることになるかと思いますが、その中には当然、絶対続けさせられない者がおりますので、それは私どもで否決をしたいと思います。

【山本教育長】 ただ、どれだけ事例がハードなものであっても、本当に改めてやってこられる方というのは、長い教員人生でどこかで救ってあげないと。ほんとに改心したのであればね。そこを見ることも必要なのかなと思います。もう一度整理をお願いして、この議案については継続審議とします。

議案第28号「職員の人事について」を上程

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、体罰行為による懲戒処分案件である。

被処分者は、天王寺区の中学校主務教諭及び同校校長の2名である。

処分内容については、地方公務員法第29条による懲戒処分として、体罰行為を行った当該教諭については減給1月、当該校長については管理監督責任として戒告とする。

本件の概要については、事案1として、当該教諭は平成30年5月10日、一泊移住において関係生徒AからEの5名が就寝準備中に騒いでいたことを指導した際に、関係生徒らの頭部を右手でそれぞれ1回叩く行為を行った。

次に、事案2として、平成31年1月29日、関係生徒F及び関係生徒Gを含む5名の生徒らが校内への持ち込みが禁止されているスマートフォンを男子トイレで操作していた。これを指導した際に関係生徒Fに対して頭部を右手に持ったノートで計5回叩いた後に、胸ぐらを右手で1回掴み、さらに関係生徒Bに対しては、正対して立った状態で間にあった

長机を体に押し当てるとともに、胸ぐらを右手で1回掴み、さらに頭部を右手で2回叩くという行為を行った。

また、当該校長は事案1につき、発生直後に当該教諭から報告を受け、これを知得したにもかかわらず、教育委員会事務局への報告を怠った。なお、本件体罰行為による関係生徒らへの傷害はない。

当該教諭の処分量定については、体罰・暴力行為に対する処分等の基準に基づく「傷害がなく、児童生徒の非違行為に対する行為が複数回の場合」に該当し、行政措置として文書訓告にあたる。

これをもとに当該教諭は平成28年度に体罰行為により校長指導を受けていることから、共通の加重基準の「過去に体罰・暴力行為等による校長指導や行政措置を受けている場合」として、加重プラス1とするほか、本件事案では被害生徒が計7名と多数に及ぶほか、特に事案2では行為の態様が非常に悪質であると考えられ、さらに加重プラス1として、計加重プラス2として減給1月が相当であるとする。

次に、校長の管理監督責任については、本件事案1発生後に当該教諭からの報告によりこれを知得した際、本市が定める「体罰・暴力行為の防止及び発生時に対応する指針」において、学校長は体罰・暴力行為を把握した場合、学校内での対処にとどめることなく、必ず教育委員会事務局・監察グループへ報告を行うとともに、報告書を提出することと定められていることを認識していながら、事案1について報告を怠ったものである。

当該校長の処分量定については、大阪市職員基本条例の第28条において、非違行為を行った教職員の管理監督者が適切な指導または監督を怠った事実が認められるときは、当該管理監督者に対し、減給または戒告の懲戒処分を行うものとする定められている。

これをもとに、当該校長は、事案1について「指針」により義務づけられているサービス・監察グループへの報告を怠ったことにより、後に発生した事案2の体罰を未然に防ぐことができなかった点は、当該校長が当該教諭への適切な指導、監督を怠った結果であると言わざるを得ないことから、当該校長への処分量定は、過去事案及び当該教諭の処分量定減給1月とのバランスを考慮して、戒告が相当であるとする。

御承認いただければ、3月27日に処分発令を行いたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第29号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、通勤手当の不正受給に関する懲戒処分案件である。

被処分者は、西成区の小学校の育児休業臨時講師である。

処分内容については、地方公務員法第29条第1項各号による懲戒処分として、減給一月とする。

本件の概要については、当該講師は、鉄道を使用して通勤する旨の届け出を行っていたにもかかわらず、平成30年9月から平成30年11月までの期間にタクシー及び自転車を使用して、届け出た通勤経路とは異なる経路で通勤をし、通勤手当7万8,824円を不適正に受給した。

当該講師は、特にこの期間は内臓疾患及び服用している薬の副作用により、満員電車の通勤は体調がすぐれない場合に対応できず、また乗りかえ等の移動がとても辛く、鉄道での移動は難しいと判断し、学校による通勤手当の事後確認後、すぐに定期券を解約し、それをタクシーでの通勤に充てていた。

現在も治療中であるが、電動自転車を使用して通勤している状況である。

処分量定について、当該事案は、故意に法令に反して給与の支給に関して不正な手続を行う行為であり、払い戻しを受けた通勤手当の用途について、領収証などそれを証明するものはない。しかし、当時の病状により鉄道による通勤が難しく、概ねタクシーを利用したと申し出ており、事案発覚後不正は解消されている。これらのことから、減給一月の懲戒処分が相当であると考える。

本日、処分につき御承認賜れば、3月27日に処分発令を行いたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 これは体調が悪いときは、ルート変更すれば例えばタクシー通勤ということは認めるのですか。

【井上教務部長】 経路変更はできますが、タクシー通勤による通勤手当の支給は制度としてはございません。

【山本教育長】 特例的な交通器具の使用を認めるという形なのですけれども、それは本当に微々たる額しか出ませんので。現実的に見るとある程度費用負担も仕方がない形になるのかなと思います。基本的には年次休暇もあるので、そういうところを直していただ

いて、通常勤務できる状態になっていただきます。

【大竹委員】 この方は、今は経路変更しているわけですか。

【井上教務部長】 経路変更して、電動アシストの自転車通勤となっています。

【大竹委員】 最初からそれをすればよかったということにはなるのですね。

【森末委員】 かなり重たい病気だったことは確認できているのですね。

【井上教務部長】 はい。電車で通勤できないのに、何故電動アシスト自転車通勤となるのかですが、実は薬の影響と病気の影響で、非常に電車に乗るような、オープンスペースでの動きが辛い状況にあるということです。

情状の余地はあるのですが、ただ定期券を購入して確認作業が終わるなり解約しているというところは、悪質性があるというところでの処分となっています。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第30号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、高等学校の教諭の教員免許状の偽造による懲戒処分案件である。

被処分者は、西淀川区の高等学校の主務教諭である。

処分内容については、地方公務員法第29条第1項各号による懲戒処分として免職とする。

本件概要について、当該教諭は、平成22年度の採用に向けた大阪市公立学校教員採用選考テスト、高等学校の公民・福祉共通を受験し合格したが、福祉の教員として高等学校に採用された際に、取得見込みであった採用の要件である高等学校一種、公民の免許状を取得できなかったことを申告すべきところ、それを行わなかった。

また、平成25年ごろに公民免許状の写しの提出を指示された際には、免許状を持っていないことを秘匿するために、免許状の写しを偽造して学校に提出し、虚偽の報告を行ったというものである。

発覚の経緯については、当該教諭は所持している福祉の免許状の更新手続を同校の校長から何度も指示され、これ以上隠し切れないと考えて、平成31年1月31日に公民の免許状を所持していないこと報告した。

なお、採用後に当該教諭が行っていた福祉の授業については、免許状を所持していることから、授業は有効であると考えられるため、当該教諭が行った授業に係る単位認定など

への影響を鑑み、給与の返還は求めないこととする。

処分量定について、当該教諭は平成22年4月1日の採用時に教育委員会に提出した履歴書に公民の免許状を取得済みと虚偽の記載を行っており、これは大阪市職員基本条例第28条の別表14項、職務に関し、上司に虚偽の報告を行うことに該当する行為として、懲戒処分の種類としては減給または戒告とされている。

また、平成25年度に免許状の写しの提出を求められた際には、偽造した免許状の写しを提出し、積極的に免許不所持を隠匿する行為に出ている。

当該教諭は、本市採用時に本来採用資格がないので、その旨を告知して採用を辞退すべきであったが、辞退することなくその後も公民の免許状がないことを秘匿し続け、結果として9年もの長きにわたり本部教諭の地位に就任したというところは大変悪質であると考えている。

同条の第28条別表の28項で、公文書を不正に作成して使用することは、免職または停職と厳しい処分とされているところ、本事案の免許状を偽造する行為は、同項が適用するものではないが、刑法上では公文書偽造及び同行使罪に当たる極めて悪質な行為であるため、免職が相当であると考えている。御承認賜れば、3月29日に処分発令を行いたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 結論としてはこれで良いと思います。本来は免許があるからこそ採用されるべき人で、この教諭は辞退しなかったのもそのまま採用されてしまった。辞退された人で、免許を取れなかった人もいますので、本来どうすべきかと。今回は公文書偽造もありますから、免職ということで懲戒処分になりますけれども、仮に公文書偽造がないとすると、そもそもの採用の取り消しということになるのですか。

【井上教務部長】 福祉の免許を持っていない場合には、過去に受けた児童生徒の単位認定のやり直しをする必要があります。

【森末委員】 法律的にはいろいろ難しいところが実はあるのだと思います。仮に取り消したって、福祉の授業で受けた免許は良いということもあるかも知れませんが、ここについてはこれで良いです。

【山本教育長】 今でも何か免許がなくても通る可能性はあるのですか。

【井上教務部長】 今は要件に必要な免許は、一昨年免許不所持の案件から非常に厳しく点検しておりますので、ほぼあり得ないと考えています。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第7号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

3月19日の教育委員会会議において承認いただいた議案第24号の一部を修正の上、4月1日付で異動発令を行うものである。

本来であれば教育委員会の承認を得るべきところであるが、昨日、内示を行う必要があったため、教育委員会教育長専決規則の第2条第1項により急施専決処分を行ったので、同条第2項に基づき報告するものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第31号「大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案について」及び議案第32号「学校以外の教育機関に関する規則の一部を改正する規則案について」を上程。

多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第31号及び議案第32号について、一括して説明する。

平成31年4月1日付人事異動における課長級以上のポストの設置及び廃止を行うこと、また地方独立行政法人大阪市博物館機構の設立により、大阪市立美術館等が廃止されることに伴う規程整理を行う必要があることから、これらの規則について所要の改正を行うものである。

改正の主な内容の、大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の改正については、ポストの設置及び廃止として、学事担当部長の廃止を行い、新たに学校教育推進担当部長を設置するとともに、総務部企画担当課長を廃止する。

次に、学校以外の教育機関に関する規則の改正については、大阪市立美術館等が廃止されたことに伴う教育機関の廃止を行う。

施行期日については、本日御承認いただければ、人事異動日程と合わせ、平成31年4月1日に施行したい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 これは企画担当課長が1つ減って、淀川区教育担当課長が1つ増えるということなどありますが、淀川区担当課長が2つになったのは何かあるのですか。

【多田総務部長】 各区の区担当教育次長、各区長の権限で区内の組織を担当しており、各区の実態に応じて課長級ポストの設廃を行っているというところであります。

【山野総務課長】 兼務ですので、例えば1人に集中してやらせる場合と2人に分担させる場合、それによって増減が出てまいります。

【森末委員】 課題が何か特定のものがあるから増やしたのではないのですか。

【山野総務課長】 そうではなく、体制をどう組むかというところを区担当教育次長がそれぞれ検討してまいります。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第33号「職員の人事について」を上程。

多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、平成31年3月31日付をもって退職する管理職、係長級以上の職員、教育次長の内藤和彦ほか7名についてである。そのほか、教務部長の井上省三については任期付職員であり、任期満了により退任をする。なお、これらの後任の人事については、後ほど報告第8号で御説明申す。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第8号「職員の人事について」を上程。

多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、4月1日付の人事異動に関するものである。

全市の人事異動日程に合わせ、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったので、同条2項により報告する。

人事異動の内容について、まず局長級では、教育次長に総務部長の多田勝哉を昇任の上充てることとする。

次に、教育センター所長については、教育監の大継章嘉氏が兼務することとする。

次の部長級では、総務部長には学事担当部長兼生野区役所子ども未来担当部長の川阪明を充てることとする。

次に、政策推進担当部長兼総務部教育政策課長の川本祥生については、教育政策課長の兼務を免じることとした。

次に、生野区役所子ども未来担当部長は、学事担当部長の廃止に伴い学校環境整備担当部長の忍康彦が兼務することとする。

次に、教務部長は、市民局区政支援室区行政制度担当部長の藤巻幸嗣を充てることとする。

次に、新設する学校教育推進担当部長には指導部主席指導主事の渡瀬剛行を昇任で充てることとする。

次に、学校経営管理センター所長には、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合に派遣している森本眞一を充てることとする。

現任の学校経営管理センター所長の源俊司については、人事室副理事として大阪府に派遣することとする。

続いて、課長級以降は、異動人数が多数であることから、主なポストを中心に説明する。

総務部教育政策課長については、教務部教職員給与・厚生担当課長の松浦令を充てることとする。

教務部教職員給与・監察担当課長に学校経営管理センター学務担当課長の松井良浩を充てることとする。

教務部教職員給与・厚生担当課長には、教務部教職員給与・監察担当課長の窪田信也を充てることとする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
